

Pepper for Home 基本プラン 利用規約 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第12条（利用権の譲渡）</p> <p>2. 利用権譲渡承認日を含む月の前月までの本プランの利用にかかる利用料は、譲渡者へ請求させていただきます。利用権譲渡承認日を含む月以降の本プランの利用にかかる利用料は、お申込みいただいた譲受者へ請求させていただきます。承継の場合も、同様に承継日を含む月以降の本プランの利用にかかる利用料を承継者へ請求させていただきます。</p>	<p>第12条（利用権の譲渡）</p> <p>2. 利用権譲渡承認日前日までの本プランの利用にかかる利用料は、譲渡者へ請求させていただきます。利用権譲渡承認日以降の本プランの利用にかかる利用料は、お申込みいただいた翌請求月に譲受者へ請求させていただきます。承継の場合は、承継日以前の本プランの利用にかかる利用料も承継者へ請求させていただきます。</p>	<p>(変更)</p>